

航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信  
評価手順書

2025年（令和7年）6月  
航空幕僚監部人事教育部募集・援護課

## 1 適用範囲

本書は、「航空自衛隊援護広報動画の作成及び配信」の調達における評価手順について規定する。

## 2 落札方式の計算方法

### 2.1 落札方式

技術点が最も高い業者を落札者とする。

技術点は、別添「評価基準表」の提案要求項目ごとに、複数の技術評価者が付与した点数の最高点及び最低点を除いた上で、平均点を算出（小数点以下第3位を四捨五入とする。）し、その項目ごとの平均点の合計とする。

※基礎点…「評価区分」が〔必須〕に設定される評価点

※加点…「評価区分」が〔任意〕に設定される評価点

## 3 評価の手続

### 3.1 技術評価

技術点により技術評価を行う。

（技術点の評価方法は、後述の「4 技術点の評価方法」を参照のこと）

## 4 技術点の評価方法

### 4.1 提案要求項目における得点配分

「評価基準表」のとおり。

### 4.2 基礎点評価

基礎点評価は、別添「評価基準表」に示す〔評価の観点〕に従って行い、技術評価者から3名以上選出して評価を実施するものとし、要件が満たされている場合は、4.1に示す評価点を配分する。

### 4.3 加点評価

加点評価は、別添「評価基準表」に示す〔評価の観点〕に従って行い、技術評価者の全員が実施するものとし、要件の充足度合いに応じて、4.1に示す評価点を上限とし、配分する。

### 4.4 不合格基準

提案要求項目における得点配分において評価区分「必須」の項目が0点の場合、不合格とする。

評価基準表

件名: 航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信

項番	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	得点配分			
					基礎点	加点		
1 本役務の実施方針等								
1.1	本役務の目的	(1)	必須	仕様書の目的、コンセプトに合致し、航空自衛隊の業務の特性を踏まえた企画となっているか	20	-		
1.2	役務実施計画書	(2)	必須	役務の全般について、募集要項に記述する項目及び役務スケジュール等の概要が具体的に記述され、有効な提案となっているか	20	-		
2 動画制作に係る評価								
2.1	制作の効果	(3)	必須	航空自衛官のキャリアパス及び知識・技能・経験について、訴求対象者に正しく伝える企画となっているか	20	-		
2.2	制作の効果	(4)	必須	航空自衛官の雇用の有用性について、訴求対象者に理解させる企画となっているか	20	-		
2.3	制作の効果	(5)	任意	企画に独創性があるか	-	10		
2.4	制作の効果	(6)	任意	航空自衛隊の援護制度について、十分理解されているか	-	10		
2.5	実行可能性	(7)	必須	動画の納期までの計画に妥当性があるか	10	-		
2.6	実行可能性	(8)	必須	航空自衛隊のホームページに掲載できる仕様になっているか	10	-		
2.7	実行可能性	(9)	必須	動画の継続活用にあたり、権利を侵害していないか	5	-		
2.8	実行可能性	(10)	必須	個人情報保護、情報セキュリティを考慮しているか	5	-		
2.9	費用対効果	(11)	必須	動画作成に係る予算配分は適切か	5	-		
2.10	費用対効果	(12)	任意	官側支援の負担軽減が考慮されているか	-	10		
3 動画配信に係る評価								
3.1	配信の効果	(13)	必須	配信終了後も広告の効果を持続させる企画となっているか	10	-		
3.2	配信の効果	(14)	必須	雇用拡大の効果が期待できる企画となっているか	10	-		
3.3	配信の効果	(15)	必須	訴求対象者に効果的にアピールできる企画となっているか	10	-		
3.4	費用対効果	(16)	必須	動画配信に係る予算配分は適切か	5	-		
4 入札参加資格								
4.1	応札者が有する要件	(17)	必須	情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC 27001」又は個人情報保護基準である「JIS Q 15001」に相当する適格性が根拠とともに記述されているか	10	-		
4.2	応札者が有する実績	(18)	必須	官公庁の役務を受注した動画制作実績があり、一般企業などへの広告配信業務の契約件数5件以上受託した実績がある	10	-		
4.3	応札者が有する体制	(19)	任意	官側の要請に応じて常時連絡が取れる体制であるか	-	10		
5 その他								
5.1	工数	(20)	必須	本役務に係る工数積算について、各業務区分ごとに具体的に記述されているか	10	-		
5.2	ワークライフバランス等の推進に関する指標	(21)	任意	女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	15点	-	15
					えるぼし3段階目	12点		
					えるぼし2段階目	9点		
					えるぼし1段階目	6点		
					行動計画	3点		
					次世代法に基づく認定	プラチナくるみん		
くるみん(令和4年4月1日以降の基準)	9点							
くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)	8点							
トライくるみん	7点							
くるみん(平成29年3月31日までの基準)	6点							
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)	10点							
5.3	賃上げを実施する企業に対する評価	(22)	任意	・令和7年度における対前年度比、又は令和7年における前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ・令和7年度における対前年度比、又は令和7年における前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	-	15		
5.4	賃上げ未実施の場合の減点処置	(23)	任意	財務省から適宜の方法により通知された減点措置の該当企業であるか(該当企業である:-11点)	-	-		
小計					180	70		
合計					250			